

Accounting SQUARE

ポストコロナを見据えた、 コーポレートガバナンス改革と 会計・監査・開示制度

金融庁企画市場局長

ふるさわ ともゆき
古澤 知之



1. はじめに

コロナ禍の影響の1つに、原点回帰、すなわち日々の営みの意味を問い直す動きがあるように感じる。企業活動や資本市場の機能も、その文脈の中で、改めてその意義を問い直されている。

すなわち、コロナ禍の影響で、企業を取り巻く環境の変化が加速するとともに、企業活動や成長の意義が問われ、そこで生まれたビジョンを、株主をはじめ、顧客・従業員・地域社会等との間で共有し、実践することが求められることになる。

金融庁では、ここ数年、企業と投資家との間の対話を基礎に据えた資本市場の機能強化の観点から、コーポレートガバナンス改革、企業開示の見直し、監査上の主要な検討事項(KAM)導入等の会計監査のあり方の検討を進めてきたが、こうした取組みもコロナ禍で生まれつつある問題意識を受け止めたものにしていく必要がある。本稿では、これらの施策における最近の取組みを紹介したい。

I. コーポレートガバナンス改革

2013年以降、政府の成長戦略の一環として、コーポレートガバナンス改革が位置づけられ、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの策定、改訂等の取組みが進められてきた。こうした取組みについては、世界各国がそれぞれのアプローチで進めているが、我が国においては、「中長期的な企業価値の向上」を中核に据え、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」を掲げた上で、会社の戦略的な方向づけに関する「取締役会のリーダーシップの発揮」を強く求めていることが1つの特色である。

まず、スチュワードシップ・コードについては、2020年3月24日、スチュワードシップ・コードの再改訂版が公表された。再改訂の内容としては、運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮することや運用機関による建設的な対話の促進に向けた情報提供の充実、アセットオーナーの規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決権行使助言会社をはじめとする機関投資家向けサービス提供者等に係る事項等を盛り

込んだ。

コーポレートガバナンス・コードに関しては、今春の改定に向けた検討を進めている。具体的には、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、2020年10月よりスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（以下、「フォローアップ会議」という。）が再開された。フォローアップ会議では、企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスのあり方を検討することとされ、

✓企業がデジタル・トランスフォーメーションの進展やサプライチェーンの見直し、働き方改革にどう対応していくか

✓そうした対応をどのように持続可能なビジネスモデルの確立につなげていくか

に関する企業と投資家の間での建設的な対話のあり方について、検討を進めている。

2020年12月8日に開催された第22回フォローアップ会議での議論を経て、同月18日にフォローアップ会議の意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）が公表された。第20回及び第21回フォローアップ会議において、コロナ後の企業の新たな成長の実現に向けて、様々な実務経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観の存在が必要との指摘が多くあったことを受けて、意見書は取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保の2つの柱から構成されている。

取締役会の機能発揮については、東京証券取引所の市場構造改革後のプライム市場の上場企業に対し、独立社外取締役について、取締役会全体の3分の1以上の選任を求めるとともに、各企業の状況を勘案して、必要な場合には過半数の選任の検討を慫慂すべきと提言している。また、取締役の選任に当たり、事業戦略に

照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる「スキル・マトリックス」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表するほか、独立社外取締役には他社での経営経験を有する経営人材を含むよう求めるべきとしている。

企業の中核人材における多様性の確保に関しては、管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方や自主的かつ測定可能な目標の設定や、多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表するよう求めるべきなどの提案が示されている。

フォローアップ会議では、年明け以降、グループガバナンスのあり方や資本効率の考え方、人材投資、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）、監査の信頼性の確保等についても検討が行われた。グループガバナンスのあり方については、上場子会社等の少数株主保護のための取組みのあり方について、サステナビリティや人材投資については、中長期的な企業価値の向上を図る上で考慮すべき要素や開示のあり方について、幅広い意見を頂いた。今春のコーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて、これらの論点を踏まえてとりまとめを進めたい。

II. 会計・監査・開示制度

1. 会計・監査の取組み

・コロナの影響を踏まえた企業決算・監査等への対応

コロナの影響による企業決算・監査等を巡る課題に対応するため、金融庁では2020年4月3日に企業決算・監査関係者の連絡協議会を設置し、現状認識や対応のあり方についての共有

を図ってきた。

連絡協議会参加者による対応・連携や、まさに現場の関係者のご努力により、昨年は、多くの企業が大きな混乱なく3月期の決算・監査業務を何とか進めることができたと認識している。だが、現在もコロナによる影響は拡大しており、2021年2月10日には、企業会計基準委員会（ASBJ）から、昨年4月に公表された、会計上の見積りを行う際の留意点の再周知が行われた。今後、決算・監査業務を混乱なく進めるためには、ASBJ等各団体の対応を十分に踏まえながら、企業と監査人において適切なコミュニケーションを取っていくことが重要である。金融庁においても、引き続き、状況の変化に即応できるよう、関係者間で適切な連携を図っていく。

● 監査上の主要な検討事項（KAM）

2021年3月期決算の財務諸表から、KAMが全面適用される。早期適用会社の事例の中には、充実した記載が見られたとする投資家の意見もあり、今後の全面適用により、多くの会社において、投資家の判断に有用な情報が提供されることが期待される。コロナの影響により経営環境の不確実性が高まっている中、投資家への情報提供としてKAMが果たす役割は大きい。全面適用に当たり、監査人と企業の双方が協力し、投資判断に有用な情報が提供されることを期待している。

● 監査基準の改訂

KAMの導入に引き続き、監査基準の改訂作業を進めている。

2020年11月6日、企業会計審議会総会において、有価証券報告書等における財務諸表以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化やリスク・アプローチの強化を内容とした監査基準等の改訂が了承された。

「その他の記載内容」については、従来、財務諸表の表示やその根拠となっている数値等との間に重要な相違があるときには、監査人が当該相違を監査報告書に情報として追記することとされていたが、その取扱いはずしも明確ではなかった。今回の監査基準の改訂では、開示の充実が進む非財務情報に対する監査人の役割の明確化等を図る観点から、監査人は「その他の記載内容」を通読し、当該情報と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討することとされた。また、監査報告書において、「その他の記載内容」に係る区分を新たに設け、「その他の記載内容」についての重要な誤りの有無やその内容等について情報提供することとされた。

次に、リスク・アプローチの強化については、近年、公認会計士・監査審査会の検査結果においてリスク評価及び評価したリスクへの対応に係る指摘がなされていることや、会計上の見積りが複雑化する傾向にあることから、「重要な虚偽表示のリスク」の評価方法や「特別な検討を必要とするリスク」の定義の見直しが行われた。

これらの改訂のうち、「その他の記載内容」については、2022年3月決算に係る財務諸表監査から、リスク・アプローチの強化については、2023年3月決算に係る財務諸表監査から適用されることとされた（いずれも早期適用可能）。

また、同日の企業会計審議会総会では、監査の品質管理について、国際基準の改訂が行われていること等を踏まえ、日本の対応が議論され、今後、監査に関する品質管理について監査部会で審議していくこととされた。

これを受け、2021年2月4日に初回の監査部会が開催され、監査の品質管理を巡る国内外の動向や、我が国の監査事務所の品質管理の問

題点、今後の課題等について、幅広く審議が行われた。我が国の監査の品質向上に向け、引き続き監査部会において審議を進めていく。

● 監査を巡る海外の動向

海外では、健全とされた大手企業の破綻や会計不祥事を背景に監査改革が進行している。

英国では、2018年のカリリオン社の倒産等を契機に、3つの監査改革案が公表され、監査監督当局である英国財務報告評議会（FRC）自体の改組による権限の強化や、監査市場の競争環境の改善、監査の品質向上・信頼性確保に向けた取組みが提言されている。現在、英国内で監査の信頼性の確保に向けた様々な取組が検討されており、今後、監査改革等に関する更なる提案が公表される見通しである。

ドイツでは、2020年6月に大手フィンテック企業のワイヤーカード社が不正会計により倒産したことを受け、2020年7月、金融規制当局であるドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の権限の強化を含んだ、監督機能の強化のための行動計画が作成された。また、2020年10月には会計士の責任厳格化などを盛り込んだ会計監査等の改革に係るアクションプランも公表されている。

海外における監査改革の状況は、国内にも影響を及ぼす可能性があることから、今後も動向を注視していく。

● IFRSの任意適用促進、国際的な意見発信、会計基準の高品質化

国際会計基準（IFRS）任意適用企業の拡大促進に向けて、IFRSへの移行を容易にするため、IFRS適用企業の負担軽減等の取組みを行っている。2020年3月には、内閣府令改正により、IFRS適用企業に継続的に求められていた日本基準とIFRSとの差異開示を廃止した。また、証券会社とその子会社に対する金商

法上の連結自己資本規制における会計基準について、日本基準に加えてIFRSの適用も求める規制改革要望を頂いており、今後、制度改正を検討していく。このような中、2021年1月末時点でのIFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は236社（2020年1月末：228社）、全上場企業の時価総額41.8%（2020年1月末：36.6%）まで増加している。

IFRSに関する国際的な意見発信については、ASBJを中心に、我が国からのワンボイスによる意見発信が重要と考えられる。特に、のれんの会計処理については、国際会計基準審議会（IASB）が2020年3月に公表したディスカッション・ペーパーにおいて、我が国が従来から主張してきたのれんの償却の再導入の議論についても言及されていたが、これに対し、2020年12月、ASBJは、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人の意見を踏まえ、我が国のワンボイスの意見として、規則的な償却の再導入を求めるコメントレターをIASBに提出した。

日本基準の高品質化については、ASBJにおいて、2019年7月に公表された「時価の算定に関する会計基準」の中で検討事項とされていた、投資信託の時価の算定に関する適用指針について公開草案を公表したほか、リース会計基準等の基準開発を進めており、金融庁としても、このような取組みを引き続きサポートしていきたい。

国際的な会計人材の育成に向けた取組みについては、2017年4月に構築した国際会計人材ネットワークの登録者が2020年12月時点で1,244名となっており、財務会計基準機構（FASF）において、同ネットワークの登録者等を対象にしたシンポジウムの開催が予定されている。

2. 企業開示のベストプラクティスの共有

企業情報の開示は、投資家の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的なインフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時にわかりやすく提供することが求められる。

こうした考えの下、投資判断に必要な情報の十分かつ適時の提供や、企業と投資家との建設的な対話を促進するため、2018年3月にとりまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」の公表、開示の好事例をとりまとめた「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っている。

2020年11月には、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する好事例をとりまとめた「記述情報の開示の好事例集2020」を公表している。

好事例集では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する経営環境において、経営者が認識している経営課題や対応策を具体的に開示している事例や、ESGの取組みに対する評価を具体的に開示している事例を掲載している。

また、2021年2月には、経営戦略・経営方針等やリスク情報等の好事例をとりまとめて追加・公表している。

今後、ガバナンス情報等の好事例を追加するとともに、2019年11月に公表した「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」の更新を行うことを予定している。

企業情報の開示の充実に向けた取組みの一助として、是非とも「記述情報の開示の好事例集」等をご活用いただき、有価証券報告書等の開示内容の充実に向けていただくことを期待している。

※「企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）」の資料は、以下のURL又はQRコードからご覧いただきたい。

URL：<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

QRコード：



3. IFRS財団のサステナビリティに関する対応

サステナビリティ情報の開示を巡る国際的な状況は著しく変化している。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダード、国際統合報告フレームワーク等、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが乱立しており、投資家からは報告基準の標準化を要求する声が強まっている。

このような中、2020年9月には、主要なサステナビリティ基準を策定する民間5団体が包括的な企業報告制度の実現に向けた提言を公表し、同年11月には国際統合報告評議会（IIRC）とSASBは組織統合を行うことを発表した。さらに、2020年9月には、IFRSの設定主体であるIFRS財団がサステナビリティ報告に関する基準設定主体の設置に向けた市中協議文書を公表するなど、枠組みの統一化に向けた動きが加速している。

このIFRS財団の市中協議文書に対しては、財務会計基準機構及び金融庁を含む国内関係者によりコメントレターを提出し、基準設定主体の設置を支持すること、設置された場合には日本として基準策定に貢献していくことを表明している。

今後、IFRS財団がサステナビリティ報告に関する基準を策定することになった場合、関係者が連携してサポートできるよう、その体制づくりも積極的に進めたい。